

# 著作権の制限 1（私的複製、付随対象著作物、思想又は感情の享受を目的としない利用）

---

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2025年5月26日改訂

# 私的使用のための複製

## ■ 私的使用のための複製

### 30条1項本文

「著作権の目的となつてい著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、**個人的に**又は**家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において**使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、**その使用する者が複製**することができる。」

### ◆ 「個人的に」

#### ▼学説の一般的考え方

× 業務のための複製

○ 私生活のための複製

#### ▼別の考え方

◆業務用複合機は、プリントアウト、スキャナー読取、コピーに使われている。これらの行為はいずれも「複製」に該当する。通常、事業所に設置された業務用複合機は業務のために使用される。常に複製権侵害となるのか？

● 当該複製が、少数であり、複製権者の経済的利益を実質的に棄損しないものであり、かつ直接的に企業の利益をもたらすものではないのであれば「個人的に」に該当する。

● ただし、ソフトウェアの複製は、当該ソフトウェアの販売を逸失させることが明らかなので、「個人的に」には該当しない。

● 極めて高額な著作物の複製は、著作権者の経済的利益を実質的に棄損することになる可能性が高い。

### ◆ 「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」

「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」とは、緊密で閉鎖的な人間関係の範囲内を意味する。

# 私的使用のための複製

- 東京地裁昭和52年7月22日判決（舞台装置等の製造、販売を業とする被告が、舞台装置の製作の参考資料として業務上利用するために他者の舞台装置に関する設計図を複製した事例）：
  - 企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあたるとも言えない。
  
- ◆ 「その使用する者が（複製することができる）」
  - × 外注業者に複製させる場合は、当該要件を充足しないと考えられる。
- 知財高裁平成26年10月22日判決（自炊代行事件）：
  - 複製行為の主体は外注業者と認定された。外注業者は個人目的使用の主体ではないので、「その使用する者が（複製する）」の要件を充足しないので、30条1項は適用されないことになる。
  
  - 複製作業のやり方がわからない人又は障害者が他人に代行させる場合は、当該要件を充足すると考えられる。当該他人は、個人使用目的で複製する本人の手足として行動していると評価できる。
  
- 30条1項により許容される私的複製をする際には、翻訳、編曲、変形、翻案をすることができる（47条の6第1項1号）。
  
- 30条1項により許容される私的複製により作成された複製物を、当該私的目的以外の目的で、頒布又は公衆へ提示すると、頒布／提示者は複製権侵害行為を行ったとみなされる（49条1項1号）。ただし、頒布（2条1項19号）されるだけの量の複製がなされるときは、そもそも私的使用目的には該当しないと思われる。

# 私的使用のための複製 – 免責除外：公衆用自動複製器による複製

## ■ 公衆用自動複製器による複製の除外（30条1項1号）

公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製をする場合は、私的使用のための複製であっても複製権侵害になる。

- ただし、文書コピー機は、30条1項1号の「自動複製機器」から除外されている（附則5条の2）。
- そうすると、現在、実用されている公衆用自動複製器であって、30条1項1号が適用されるものはない。かつては、公衆用音楽ダビング機による私的ダビングをターゲットとしていたが、もはや実在しない。

## 30条1項1号

「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合」

## 著作権法の附則5条の2

「著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。」

# 私的使用のための複製 – 免責除外：技術的保護手段を回避した複製

## ■ 技術的保護手段を回避した複製の除外（30条1項2号）

技術的保護手段（コピー・プロテクション）の回避により可能となった複製を、コピー・プロテクション回避の事実を知らずに行う場合は、私的使用のための複製であっても複製権侵害になる。

- コピー・プロテクション回避の事実についての悪意が要件になる。
- 「技術的保護手段」： 電磁的方法により著作権侵害を防止又は抑止する手段であって、コピー・プロテクション信号を用いるか、著作物データを暗号化変換するもの（2条1項20号）。
- 「技術的保護手段の回避」： コピー・プロテクション信号が用いられている場合はコピー・プロテクション信号の除去又は改変、著作物データを暗号化変換されている場合は復元（30条1項2号括弧書き）。

## 30条1項2号

「**技術的保護手段の回避**（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）をいう。第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）**により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知らずに行う場合**」

# 私的使用のための複製 – 免責除外：違法サイトからの音楽・映像のダウンロード

- 違法サイトからの音楽・映像のダウンロードの除外（30条1項3号）  
著作権を侵害する態様で音楽・映像を提示するウェブサイトから、悪意で、音楽・映像をダウンロードして録音・録画する行為は、私的使用のための複製であっても複製権侵害になる。
- 著作権を侵害する自動公衆送信である事実について悪意であることが要件になる。
- （国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）  
→ 自動公衆送信の行為地が海外と認定される場合も含む。

## 30条1項3号

「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合」

# 私的使用のための複製 – 免責除外：違法サイトからの音楽・映像以外の著作物のダウンロード

- 違法サイトからの音楽・映像以外の著作物のダウンロードの除外（30条1項4号）  
著作権を侵害する態様で音楽・映像以外の著作物を提示するウェブサイトから、悪意で、これらの著作物をダウンロードしてデジタル複製する行為は、私的使用のための複製であっても複製権侵害になる。
- 著作権を侵害する自動公衆送信である事実について悪意であることが要件になる。
- （国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）  
→ ウェブサイトを格納したサーバが海外にある場合も含む。

## 30条1項4号

「著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）」

# 私的使用のための複製 – 免責除外：違法サイトからの音楽・映像以外の著作物のダウンロード

## 30条1項4号

「著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）」

- 「第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。」
  - 翻訳文以外の二次的著作物が自動公衆送信されている場合、翻案者の許諾を得ている限り、原著作者に無断でダウンロードして私的目的にデジタル複製しても、私的使用免責される。
  - 小説を翻案した漫画をダウンロードして私的目的でデジタル複製した場合において、漫画家（翻案者）からのライセンスはあったが、小説家（原著作者）からのライセンスはなかったとき、4号は適用されず私的複製となる。すなわち、原著作者は保護されない。
  - 原作が外国語で執筆された小説の日本語版をダウンロードして私的目的でデジタル複製した場合において、翻訳者からのライセンスはあったが、原文執筆者からのライセンスはなかったとき、4号は適用される。すなわち、原文執筆者は保護される。
- 「当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く」
  - 漫画の僅か数コマをダウンロードして私的目的でデジタル複製する場合、あるいはサムネイル画像（画素数を減らした写真データ）をダウンロードして私的目的でデジタル複製する場合、4号は適用されず、私的複製となる。

# 私的使用のための複製 – 免責除外：映画館内での映画の盗撮

## ■ 映画館内での映画の盗撮の除外（映画の盗撮の防止に関する法律4条）

上映日から8か月以内の期間では、映画館内での映画の録画、音声の録音には、私的使用目的の複製であっても30条1項（私的使用の複製権侵害免責）及び119条1項括弧書き（私的使用の刑事罰免責）の適用はない。

# 私的録音録画補償金制度

## ■ 私的録音録画補償金制度（30条3項）

デジタル録音・録画機器で私的使用目的複製されることによる著作権者の損失を補償するため、**政令で定められた**デジタル録音・録画機器の使用者は、著作者に、相当額の補償金（私的録音録画補償金）を支払う義務を負う。

### ● 私的録音録画補償金の徴収と著作者への分配の方法

- デジタル録音・録画機器の購入者は、デジタル録音・録画機器を購入する際に、代金に私的録音録画補償金を上乗せして支払う（104条の4第1項）
- 文化庁長官が指定した管理団体が、上乗せされた私的録音録画補償金を受領する（104条の2、104条の5）。
- 指定管理団体は、私的録音録画補償金の一部を著作権の保護に資する事業に支出する（104条の8第1項）。これにより、著作権者に私的録音録画補償金が分配されたとみなされる。

### ● 「録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するもの」は、私的録音録画補償金制度の対象外（30条3項括弧書き）。

➤ PC、スマートフォンは、私的録音録画補償金制度の対象外。

### ● **政令は、アナログ放送をデジタル音声に変換する機能を備えることが30条3項のデジタル録音・録画機器に該当するための要件としている。**そのため、全ての放送がデジタル化された現在では、事実上、30条3項のデジタル録音・録画機器は実在しないことになる。

➤ 現在では、30条3項の私的録音録画補償金制度は機能していない。

➤ コピー・プロテクションにより私的使用目的での複製をコントロールすることができるので、もはや私的録音録画補償金制度は不要と考えられる。

# 付随対象著作物の利用

- 30条の2は、写真撮影した際に写り込んだ美術の著作物、録音した際に背景音として取り込まれた音楽の著作物等の付随対象著作物の取扱いを規定している。
- 30条の2第1項は、付随対象著作物を含む資料（写真、録音データ等）を作成できる条件を規定している。
- 30条の2第2項は、30条の2第1項に従って作成した資料を利用する限りでは、付随対象著作物は著作権フリーになることを規定している。

## 30条の2

「写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達行為」という。）を行うに当たつて、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

# 付随対象著作物の利用 - 30条の2の用語及び要件の分析

- 「複製伝達行為」： 撮影・録音・ビデオ録画（複製行為）、生放送（複製を伴わない伝達行為）をする行為  
「作成伝達物」： 「複製伝達行為」により撮影された写真又は録音された音、「複製伝達行為」により伝達される生放送  
「複製伝達対象事物等」： 「複製伝達行為」の対象である被写体又は音  
「付随対象事物等」： 「複製伝達対象事物等」に写り込んだ、又は背景音として録音されたもの  
「付随対象著作物」： 「付随対象事物等」に含まれる著作物

軽微性の要件及び正当利用の要件を充足する場合には、「複製伝達行為」に伴って、「付随対象著作物」（写り込んだ美術の著作物、背景音に含まれる音楽の著作物など）を、著作権フリーで利用することができる。

## ● 軽微性の要件を判断するための考慮要素

- ① 「作成伝達物」のうち「付随対象著作物」の占める割合 ○占有面積が小さい、又は動画において表示時間が短い。
- ② 「付随対象著作物」の再製の程度 ○付随対象著作物のオリジナルに比して解像度が落ちている。
- ③ その他の要素

に照らし、「付随対象著作物」が「作成伝達物」の軽微な構成部分であること。

## ● 正当利用の要件を判断するための考慮要素

- ① 「付随対象著作物」の利用により利益を得る目的の有無 ○付随対象著作物自体を商業的に利用する目的はない。
- ② 「付随対象事物等」の「複製伝達対象事物等」からの分離の困難性の程度 ○付随対象事物等を除いて撮影するのは困難であった。
- ③ 「作成伝達物」において「付随対象著作物」が果たす役割 ○付随対象著作物は、作成伝達物のメインテーマとは無関係である。
- ④ その他の要素

に照らし、「複製伝達行為」を行うに当たって「付随対象著作物」の利用が正当な範囲内であること。

# 付随対象著作物の利用 - 30条の2の用語及び要件の分析



「作成伝達物」 = 写真自体

「複製伝達対象事物等」 = 被写体である子供及び風景

「付随対象事物等」 = 被写体である子供が着ている服

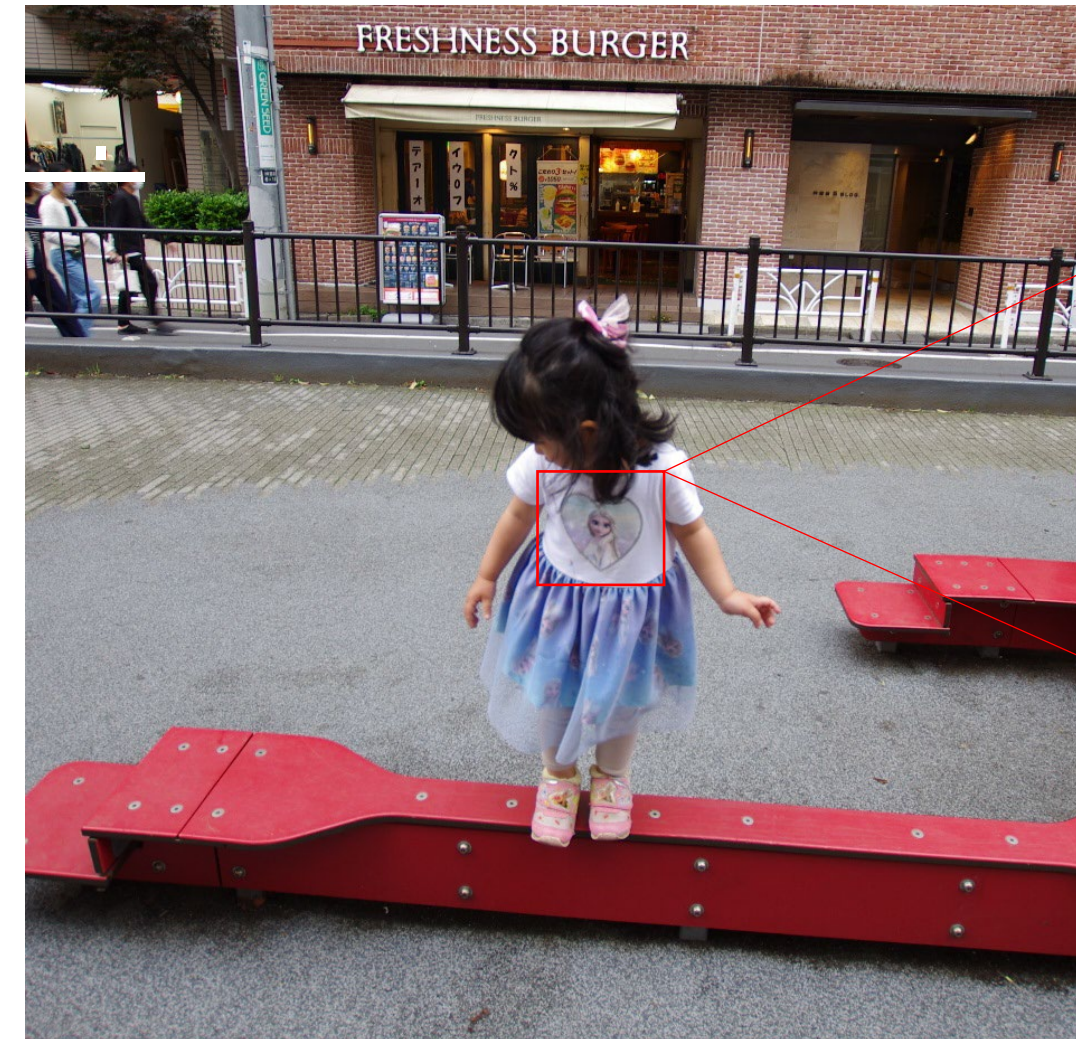
「付随対象著作物」 = 服に印刷されたキャラクターの絵

「複製伝達行為」 = 写真を撮影する行為（写真データを撮像装置の記憶部に記録する行為が、事物の映像の「複製」に該当する。）

◆ 軽微性の要件： 「付随対象著作物」であるキャラクターの絵が、「作成伝達物」である写真の軽微な構成部分であるか否かが問題になる。

# 付随対象著作物の利用 - 30条の2の用語及び要件の分析

- ◆ 軽微性の要件の考慮要素①：「作成伝達物」のうち「付随対象著作物」の占める割合
- ◆ 軽微性の要件の考慮要素②：「付随対象著作物」の再製の程度



「作成伝達物」（写真）のうち「付随対象著作物」（服に印刷されたキャラクターの絵）が占める面積割合は小さい。



「付随対象著作物」（写り込んだキャラクターの絵）は、解像度が低く（再製の程度が低く）、独立して鑑賞する対象とは言えない。

# 付随対象著作物の利用 - 30条の2の用語及び要件の分析



「作成伝達物」 = 写真自体

「複製伝達対象事物等」 = 被写体である子供及び風景

「付随対象事物等」 = 被写体である子供が着ている服

「付随対象著作物」 = 服に印刷されたキャラクターの絵

「複製伝達行為」 = 写真を撮影する行為（写真データを撮像装置の記憶部に記録する行為が、事物の影像の「複製」に該当する。）

- ◆ 正当利用の要件の考慮要素① - 付随対象著作物の利用目的：
  - 付随対象著作物の解像度は鑑賞に適したものではないため、商業的利用目的は認められない。

## ◆ 正当利用の要件の考慮要素② - 「付随対象事物等」の「複製伝達対象事物等」からの分離の困難性の程度：



- 「分離が困難」とは、分離が社会通念上困難であると客観的に認められることと考える。
- 本件複製伝達の事例では、外出先で撮影したため、撮影時に着替えさせることはできなかった。そのため、「付随対象事物等」（被写体である子供が着ている服）は、「複製伝達対象事物等」（被写体である子供及び風景）から分離困難と言える。
- 30条の2は、付随対象事物等の事後的分離困難性を要件としていない。
  - 30条の2第1項により写真撮影（複製伝達行為）の際に複製（写り込み作成）が許されたキャラクターの絵（付随対象著作物）は、30条の2第2項により当該写真の利用（複製、公衆送信等）に伴って著作権フリーで利用することができる。
  - この際、付随対象著作物をマスクングする、あるいは認識不可能なレベルに付随対象著作物の解像度を下げる加工をすることは要求されない。

## 検討の過程における利用（30条の3）

- 著作権のライセンスを受けることを検討する者は、その検討の過程で検討に必要な範囲で、当該著作物を著作権フリーで利用することができる。

Ex. 百科事典の編集会議においてライセンスを取得して著作物である写真を百科事典に掲載するか否かを検討するために、各編集委員による参照のために当該写真を複製する行為については、30条の3により複製権者の許諾が不要となる。

### 30条の3

「著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

# 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）

- 著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させること以外の目的で著作物を利用する場合は、その目的に必要な限度において、当該著作物を著作権フリーで利用することができる。
- 30条の4第1～3号で、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用が例示されている。

Ex. 人口知能に学習させる目的で著作物をコンピュータ・システムに複製する行為は、30条の4第3号で例示される著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用に該当する。

- コンピュータ・プログラムの著作物をコンピュータに実行させる目的は、人間の知覚による認識が介在しない利用の目的であるにも拘わらず、30条の4により免責されない（30条の4第3号括弧書き）。したがって、コンピュータ・プログラムの無断複製・譲渡・公衆送信は常に著作権侵害となる。

## 30条の4

「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（1，2号省略）

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合」

# 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）

## 30条の4

「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合  
（3号省略）」

- 例えば、録画装置が正常に機能するかテストする目的で著作物を録画してみる行為が1号に該当する。
- 例えば、コンピュータに著作物を含むデータベースから頻繁に用いられている用語を抽出させるために、コンピュータの記憶媒体にデータベースを複製する行為が2号に該当する。

## 図書館における複製（31条）

- 図書館においては、図書館利用者の調査研究の用に供する目的、あるいは資料を保存する目的であれば、無許諾複製することが許容されている。